

様式第 1 - 6 (日本工業規格 A 列 4 番)

平成 2 9 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 各務原市地域公共交通会議
住 所 各務原市那加桜町 1 - 6 9
代表者氏名 小鍋 泰弘 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。
※協議会が申請する場合は、住所、代表者氏名及び印は省略することができる。

平成30年度
生活交通確保維持改善計画
(平成30～32年度)

平成29年 月 日

各務原市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）

平成29年 月 日
(名称) 各務原市公共交通会議

0. 生活交通確保維持改善計画の名称
各務原地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持に係る目的・必要性
<p>各務原市においては、市の中央部を東西に走るJR高山本線や名鉄各務原線、路線バス（岐阜バス、名鉄バス）、コミュニティバス「ふれあいバス」により構成される公共交通機関網が広がっている。「ふれあいバス」は、平成12年6月より試験運行を開始し、平成15年7月に本格運行に移行し、現在に至っている。しかし、住民要望に応じ、交通空白地域を縫うような形で路線を延伸し続けた結果、起点から終点までの所要時間が約2時間となる長大路線となっている。また、鉄道、路線バスとの連携も十分図られていない状況にある。</p> <p>また、増加傾向にあった各務原市の人口は、平成26年より減少に転じ、今後も減少傾向が続くものと見込まれている。高齢化が進む一方で、自動車への依存が進み、歩かない高齢者が増加しつづけた場合、体力低下や虚弱化を招き、社会保障費の増大や引きこもり問題等をさらに助長する懸念がある。</p> <p>従って、今後は鉄道駅や地域間幹線バス停など、地域の生活拠点を中心に身近な生活圏を形成し、生活圏に応じた移動手段を確保するなど、高齢化に対応したまちづくりと一体となった公共交通ネットワークを形成していくことが重要である。</p> <p>従って、地域公共交通確保維持事業により、利用者ニーズにあった効率的な運行を実施するためには、各地区の地域特性にあった公共交通サービスが必要であり、平成27年10月より現在のふれあいバス路線に再編したところであり、以下のようにフィーダー路線を確保、維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p> <p>【対象路線】 ふれあいバス 蘇原線、東西線</p>
2. 地域公共交通確保維持の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<ul style="list-style-type: none">・ふれあいバス 蘇原線 乗車人数 5人/1便 以上乗車、25,500人/年 以上乗車・ふれあいバス 東西線 乗車人数 5人/1便 以上乗車、10,000人/年 以上乗車
(2) 事業の効果
<p>ふれあいバスの蘇原線、東西線を維持・確保することにより、当該地区の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。</p> <p>また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながることが期待できる。</p>

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付</p> <p>①予定している時刻表・運行予定期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時刻表：別添 ・運行期間：平成27年10月1日から <p>②運送事業者の決定の経緯</p> <p>サービス供給能力、安全運行の体制・方法、運行計画・ダイヤ作成能力、乗務員の教育・管理能力、運行管理・車両の整備体制、事故等の対応、利用者の苦情処理体制・方法、運行経費、その他独自のサービスについてプロポーザル方式により総合的に決定</p> <p>③地域内フィーダー系統の補足資料</p> <p>○ふれあいバス 蘇原線、東西線</p>
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付</p> <p>なお、各務原市から運行事業者への負担金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差引いた差額分を負担することとしている。</p>
5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
岐阜乗合自動車株式会社
6. 補助金の交付を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
該当なし
7. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
該当なし
8. 別表1の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
該当なし
9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要を添付
10. 車両の取得に係る目的・効果
該当なし
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし

1 2. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額
該当なし
1 3. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画
該当なし
1 4. 協議会の開催状況と主な議論
<p>平成25年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回 (25. 11. 25) 各務原市地域公共交通会議（法的協議会）立ち上げ 各務原市の概況と公共交通の現状、市民ニーズの把握について ・ 第2回 (26. 2. 4) ふれあいバスを考える会（住民懇談会）について 公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針及び目標案について 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項について ・ 第3回 (26. 3. 19) 各事業のスケジュール案について 平成26年度予算案について <p>平成26年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回 (26. 9. 1) ふれあいバス利用者ヒアリング及びアンケート結果について 公共交通ネットワークイメージ図について ・ 第5回 (26. 11. 25) ふれあいバス再編案（ルート図）、ダイヤ設定基準について デマンド型交通システム（ふれあいタクシー）の計画案の策定について 運賃、料金の検討について ・ 第6回 (27. 3. 18) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について 各務原市地域公共交通網形成計画案について 平成27年度予算案について ・ 第7回 (27. 6. 25) 各務原市地域公共交通網形成計画案に対するパブリックコメントの結果について 地域内フィーダー系統確保維持計画認定書について 平成26年度決算について ・ 第8回 (27. 8. 4) ふれあいバス再編に伴う、一般乗合旅客自動車運送法事業における事業計画変更・運賃について 各務原市運転免許証自主返納事業について ふれあいバス・ふれあいタクシーのキャラクターの愛称について ・ 第9回 (28. 3. 28)

平成27年度補正予算について
 平成28年度予算について
 平成28年度事業計画について
 地域公共交通調査事業（計画推進事業）について

・第10回（28.5.23）

平成27年度決算について
 地域内フィーダー系統確保維持計画認定書について

・第11回（28.10.27）

「鶴沼市民サービスセンター」の新設に伴う路線改正について

ふれあいタクシーの改正について 等

・第12回（28.12.21）

各務原東部線の再編について
 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価（案）について 等

・第13回（29.2.10 書面審査）

ふれあいバスへの土日祝日限定1日乗車券導入について 等

15. 利用者等の意見の反映状況

市民アンケート、利用者ヒアリング調査、OD調査、ふれあいバスを考える会（住民懇談会）等により得られた市民や利用者の意見を反映して計画を作成したほか、再編後も乗降調査や懇談会を開催し、再編後の路線について評価を行い、地域ニーズや要望を踏まえ、一部改正に取り組んだ。

16. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	岐阜県都市建築部公共交通課
関係市区町村	各務原市
交通事業者・交通施設設置管理者等	岐阜乗合自動車(株)、名鉄バス(株)、東海旅客鉄道(株)、名古屋鉄道(株)、岐阜交通(株)、岐阜国道事務所、岐阜土木事務所、各務原警察署
地方運輸局	中部運輸局岐阜運輸支局
その他協議会が必要と認める者	岐阜大学工学部教授、各務原商工会議所、住民代表、利用者代表

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住所） 岐阜県各務原市那加桜町1-69

（所属） 各務原市産業活力部商工振興課

（氏名） 安田佳祐

（電話） 058-383-9912

（e-mail） syoko@city.kakamigahara.gifu.jp